

富士が丘地区コミュニティセンター利用要綱

1 利用心得

富士が丘地区コミュニティセンター（以下コミセンという）の利用に当たっては、秩序を守り、防災に留意し、公共の施設及びその環境を大切にしましょう。組織暴力団等並びに公序良俗を乱す者の利用は一切お断りします。

2 利用時間

利用できる時間は、原則として午前9時から午後9時までとします。但し、コミセン運営委員会が特に認めた場合は、この限りではありません。

3 施設の規模等

「大会議室」	70㎡	長机	16脚	椅子	60脚
「小会議室」	30㎡	長机	6脚	椅子	18脚
「和 室」	10畳	座敷机	4脚	座椅子	10個

（注）大会議室は、半分に仕切って小会議室（1）・（2）として使用することも出来ます。
半分使用の場合は、必ず仕切りカーテンをし、電灯、エアコンも半分使用の事。

4 利用手続き

施設の利用希望者は、次に定める利用手続きを行って下さい。

（1）申し込み受付

- ・ 受付は、8月13日～15日、12月28日～1月 4日及びゴールデンウィーク期間（4/29～5/5）は停止、祝日を除く毎週月曜日、水曜日、金曜日、土曜日の、午前10:00から午後4:30の間（但し午後0時から午後1時は除く）、コミセン事務室にて行っています。
- ・ 申し込みの受付は、申し込み月の翌月から11ヶ月先までとします。
- ・ 定期的な利用希望者は、受付範囲内の希望日を一度に申し込むことが出来ます。

（2）申し込みの手続き及び優先予約

- ・ 優先予約：自治会関係者（会長会・各丁目自治会・コミセン委員会・防災部会・防犯部会）が申し込む場合は、申し込み月の翌月から23ヶ月先まで予約できる。（下表参照）

月		1	2	3	→	9	10	11	12	→	21	22	23
利用希望者	申し込み												
自治会関係者													

- ・ 会議室・和室の日時が空いているか確認の上、所定の“利用申込書”と“承諾書”に必要事項を記入して下さい。
- ・ 自治会関係者（会長会・各丁目自治会・コミセン委員会・防災部会・防犯部会）は、下記の通り優先予約とします。（2024年4月 1日以降の施設利用に適用する）

会 長 会 毎月 第1日曜日 9:00～11:00
1丁目自治会 毎月 第3日曜日 10:00～12:00
2丁目自治会 毎月 第4日曜日 13:00～15:00
3丁目自治会 毎月 第4日曜日 10:00～12:00
4丁目自治会 毎月 第4土曜日 17:30～19:30
5丁目自治会 毎月 第3土曜日 9:30～11:30
6丁目自治会 毎月 第2日曜日 10:00～12:00

コミセン委員会 毎月 第2日曜日 13:00～16:00

コミセン委員会(お祭り) 10月の2週目の日曜日

コミセン委員会(年末大掃除)(別途設定)

防災部会 毎月 第2土曜日 15:00～17:00

防犯部会 毎月 第1日曜日 13:00～15:00

※自治会関係者は、優先予約した日時を変更したい場合、また、12か月先以降の優先予約日以外を予約したい場合はコミセン運営委員会の了承を得る事。

(3) 利用料金の支払い等

- ・ 利用料金は、「利用料金表」によります。
- ・ 申し込み時、「利用承諾書」の発行と同時に前納して手頂き、領収書を発行します。
- ・ 定期利用の場合は、1か月分を一括して前納していただきます。

(4) 鍵の受け渡し

- ・ 利用承諾書を提示し、鍵の保管者から鍵を借用し、使用後は速やかに返却して下さい。

(5) 利用の取り消し・変更

- ・ 原則として、利用日の1週間前までとします。取り消しがなされていない場合は、利用料金は返金しません。
- ・ 優先利用により取り消し、または日時の変更を求める事があります。取り消しのあった場合には、前納された利用金は全額お返しします。

備品(机・椅子)の貸出を希望する場合は書面にて依頼し、利用者が責任を持って搬出および返却を行って下さい。

5 利用者の義務

- (1) 利用者は建物、設備および備品類を破損、損傷、もしくは紛失した場合、直ちに届け出て下さい。また、修復等にかかる費用の一切は利用者の負担となります。
- (2) 利用者は利用後に必ず「利用後チェックリスト」に従い片付け、利用した部屋の清掃と、机・椅子等を元の位置に戻して下さい。また、著しくトイレを汚した場合はトイレの清掃も行して下さい。ごみ・飲料水等の空き缶(ビン、ペットボトル)は持ち帰って下さい。
- (3) 利用者は、上記を実施の上、退館時に、「利用後チェックリスト」を「チェックリスト入れ」に入れて下さい。

6 利用の制限

(1) 次に掲げる場合には、コミセンの利用をすることができません。

- ・管理運営上、支障があると委員会が判断した場合。
- ・警報が発表された場合。(コミセン使用中に警報が発表された場合には、安全を最優先し、責任者の指示に従うこととする。)
- ・共同生活の秩序を乱すおそれのある場合。
- ・営利を目的とした販売業務等を行う場合。
- ・営利を目的とした定期的な集会・会合(例えば学習塾、習字教室等)を行う場合。
- ・特定の政治活動及び宗教活動を行う場合。

なお、利用目的が何れとも判断できない場合には、コミセン委員会において判断しますので、その指示に従って下さい。

※非営利とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があっても構成員に分配しないで団体の活動目的を達成するための費用に充てること」を特徴としており、社会課題の解決や、社会をよりよくする事を目的に活動する団体をさします。

コミセン委員会が利用申請団体の目的が非営利だと判断した場合は利用を許可します。

7 優先利用

次に掲げる場合には、優先利用を承認することがあります。その為に、既に承認した利用承諾を予告なしに取り消し、または日時の変更を求める事があります。また、これによって生ずる損害等については、コミセン委員会は一切の責任を負いません。

- ・国・地方自治体及び公共団体等が、緊急で利用する場合。
- ・災害時等の救護所・避難所等として利用する場合。
- ・公職選挙法による、投票所として利用する場合。
- ・富士が丘地区住民の、葬儀場として利用する場合。(2日～3日間)
- ・その他、委員会が緊急やむを得ないと判断した場合。
- ・自治会及びコミセン委員会、防災部会、防犯部会で利用する場合。

富士が丘コミセン利用料金表

施 設	面積 (㎡)	利用料金 (円 / 時間)	
		4～6月 / 10・11月	7～9月 / 12月～3月
大 会 議 室	70	400	500
大会議室北側 (1)	35	250	300
大会議室南側 (2)	35	250	300
小 会 議 室	30	250	300
和 室	10畳	250	300
全 館		15,000 円 / 日	15,000 円 / 日
委員会が許可した非会員		各室利用料金の200円増	
非会員の全館利用		全館利用料金の5,000円増	

- (注) 1 予約時間とは準備および利用後の後片付けを含む時間です。予約時間前からの利用や予約時間を超過しての利用は追加料金(時間単価)を頂きます。
- 2 非会員とは富士が丘地区自治会員以外の方を指します。
- 3 葬儀による使用は富士が丘地区住民に限ります。

付 則

1992年 6月27日より施行
 1994年 3月 1日改定
 2009年 4月 1日改定
 2010年 4月 1日改定
 2011年 4月 1日改定※
 2012年 4月 1日改定
 2015年 4月 1日改定
 2016年 4月 1日改定
 2021年 4月 1日改訂
 2022年 4月 9日改訂
 2023年 4月 9日改訂
 2023年 7月 8日改訂
 2024年 12月 1日改訂

改訂履歴

改訂	改訂日	改訂内容
初版	平成 4 年 6 月	初版発行
第 2 版	平成 6 年 3 月	—
第 3 版	平成 21 年 4 月	—
第 4 版	平成 22 年 4 月	—
第 5 版	平成 23 年 4 月	—
第 6 版	平成 24 年 4 月	—
第 7 版	平成 27 年 4 月	—
第 8 版	平成 28 年 4 月	—
第 9 版	令和 3 年 4 月	—
第 10 版	令和 5 年 4 月	3 施設の規模 座椅子 10 個追加 4(1)申し込み受付 ゴールデンウィーク期間(4/29~5/5)は停止 と月曜日を追加 (2)申し込み手続き→及び優先予約追加 会長会、各丁目、コミセン委員会、部会等の優先予約日時追加 5(1)噴出→紛失に訂正 7・自治会及びコミセン委員会の総会等で利用する場合とあるのを、 自治会及びコミセン委員会、防災部会、防犯部会で利用する場合に 変更。 (注)I 稍九→予約に訂正 付則 改訂年月日記載

第 11 版	令和 5 年 7 月	4(2)優先予約:・・・22 ヶ月先まで予約できる(下表参照)を追加 4(2)表を追加 4(2)会長会・各丁目自治会・・・→自治会関係者(会長会・各丁目自治会・コミセン委員会・防災部会・防犯部会)は、下記の通り優先予約としますに変更 4(2)※あくまでも優先予約であり→※自治会関係者は、優先予約した日時以外を申し込む場合、コミセン運営委員会の了承を得る事に変更 付則 改訂年月日記載
第 12 版	令和6年12月	4(2)優先予約・・・23 か月先まで予約できると変更 4(2)コミセン委員会(お祭り) 10月の2週目の日曜日に変更 4(2)自治会関係者は、優先予約した日時を変更したい場合、また、12か月先以降の優先予約日以外を予約したい場合はコミセン運営委員会の了承を得る事。に変更 6(1)警報発表時の対応を追加 6(1) 営利、非営利の説明を追加